

札幌市高齢者緊急通報システム事業について

札幌市高齢者緊急通報システム事業実施要綱より

対象は、札幌市に住居を有する

- 1) 一人暮らしの65歳以上の者(60~65歳未満で要介護・要支援者と認定及び同程度の身体状態)であって、**心臓疾患、高血圧等の慢性疾患**のために、日常生活上注意を要するもの世帯
- 2) 65歳以上の者2人で構成される高齢者夫婦世帯等であって、いずれか一人の状態にあり、かつその介護者が病弱な世帯

申請は、

地域協力員を選任し承諾を得たうえで書類を添付して区保健福祉部へ

費用負担は、

設置に要する費用の1割 概ね1,000~3,000円

被保護者は無料

通報先は、

消防局 → (人命に係わるものと判断される) 地域協力員

→ (人命に係わるものと判断されない) 介護予防センター

地域協力員は、

利用者の近隣に居住する者で、援助依頼を受けてからおおむね10分以内で到着できる者、かつ地域の福祉に理解を有する者

ただし該当する者がいない場合においては、緊急時に責任をもって利用者を援助することことができる者がいるときは、その者を選任することができる

地域協力員の役割は、

地域協力員及びその家族は、常に援助の依頼に備えるとともに、依頼を受けたときは、直ちに利用者宅に駆けつけ、安否の確認あるいは利用者が病院に搬送された場合の利用者の親族等への連絡及び利用者宅の保守等に努める

(関係機関との連携)

第13条 区保健福祉部長は、緊急通報事業の実施にあたっては、関係機関と相互に密接な連携をとるとともに、民生委員等の協力を得て、連絡・援護体制の確立に努めるものとする

〔備考〕

誓約書~緊急通報時にドア等施錠の場合、援助を行う者が、安否確認または救助を目的にドア等を破壊した時は、利用者が責任をもって対応、処理する

地域協力員及びその家族に、緊急時に備えることを目的に申請書に記載した個人情報の提供についても異存はなし

↓緊急通報装置SL-7号・8号

電池・センサー交換あり

※民間の自動緊急通報システム契約

やNTT福祉電話レンタルも

あります

